

10 印 紙 稅

(1) 課税状況

区分	税額	納税人員
税印押なつ (法第9条関係)	73,132	1,712
印紙税納付計器の使用によるもの (法第10条関係)	20,581,969	14,548
書式表示 (法第11条関係)	62,437,747	60,553
預金通帳の一定時納付によるもの (法第12条関係)	18,356,805	199
計	101,449,653	77,012
充当税額 引計	347,781	—
101,101,871	—	—
加算税 過少申告	2,618	—
無申告	5,632	—
重	0	—
件		
過怠税	1,376,325	3,477
還付金額	1,155,931	
印紙税 納付計器	設置者数 設置台数	人 台
		4,488
		6,468

調査期間：平成15年4月1日から平成16年3月31日

留意事項

印紙税は、原則として契約書や領収書等に相当額の印紙を貼り付けて納税することになっているが、収入印紙は印紙税納付のために限らず、例えば登録免許税等の国税及び国に対する諸手数料の納付等にも使用される。しかし、株券・債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙はり付けによる手数を省くため、例外的に印紙税相当額を現金で納付することが認められている。

したがって、当表における「法第9条～12条」の計数は、いずれも現金納付の方法によったものの課税状況を示したものである。

(参考)

印紙税の税率

課税文書1通又は1冊につき

1 不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書等 契約金額1万円未満	非課税
〃 1万円以上	200円～600,000円
契約金額の記載のないもの	200円
2 請負に関する契約書 契約金額1万円未満	非課税
〃 1万円以上	200円～600,000円
契約金額の記載のないもの	200円
3 約束手形又は為替手形 手形金額の記載のないもの	非課税
〃 10万円未満	200円～200,000円
〃 10万円以上	200円～20,000円
4 株券・社債券等	200円～20,000円
5 合併契約書等	40,000円
6 定款	40,000円
7 繼続的取引の基本となる契約書	4,000円
8 預貯金証書	200円
9 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券	200円
10 保険証券	200円
11 信用状	200円
12 信託行為に関する契約書	200円
13 債務の保証に関する契約書	200円
14 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	200円
15 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書 契約金額1万円未満	非課税
16 配当金領収証又は配当金振込通知書 配当金額3千円未満	200円
17 金銭又は有価証券の受取書 受取金額3万円未満 営業に関しないもの	非課税
受取金額3万円以上	200円～200,000円
18 預貯金通帳等(1年ごとに)	200円
19 金銭又は有価証券の受取通帳等 (1年ごとに)	400円
20 判取帳(1年ごとに)	4,000円

※ 平成9年4月1日から平成17年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書及び建設工事の請負に関する契約書には、軽減措置が設けられている。

(2) 税額の累年比較

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
千円	千円	千円	千円	千円	千円
税印押なつ (法第9条関係)	124,590	123,721	96,661	92,956	73,132
印紙税納付計器の使用によるもの (法第10条関係)	22,388,019	22,306,097	20,705,287	19,619,093	20,581,969
書式表示 (法第11条関係)	65,386,487	65,609,220	66,005,720	64,020,576	62,437,747
預金通帳の一定時納付によるもの (法第12条関係)	21,218,390	21,454,880	18,958,099	20,980,380	18,356,805
充当税額 引計	551,438	432,360	395,648	393,578	347,781
	108,566,048	109,061,558	105,370,119	104,319,427	101,101,871